議 案 参 考 資 料

令和6年12月 定例会

(目	次)
\	$\overline{}$	シベ

○大村市モーターボート競走事業施設等整備基金の概要(第86号議案関係)	(1)
○大村市自然共生型アウトドアパークの概要(第87号議案関係)	(2)
○大村市自然共生型アウトドアパーク配置図(第87号議案関係)	(3)
○大村市民プール及び大村市森園ファミリースポーツ広場の位置図(第88号	
議案関係)	(4)
○大村市体育施設条例(新旧対照表)(第88号議案関係)	(5)
○大村市福祉医療費の支給に関する条例(新旧対照表)(第89号議案関係)	(7)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
(新旧対照表) (第90号議案関係)	(8)
○大村市事務分掌条例(新旧対照表)(第91号議案関係)	(9)
○大村市工場設置審議会条例(新旧対照表)(附則第2項関係)(第91号議	
案関係)	(11)
○大村市ふるさとづくり寄附条例(新旧対照表)(附則第3項関係)(第91	
号議案関係)	(12)
○大村市農業基本条例(新旧対照表) (附則第4項関係) (第91号議案関係)	(13)
○玖島中学校位置図(第92号議案関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(14)
○玖島中学校配置図(第92号議案関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(15)
○玖島中学校平面図(第92号議案関係)	(16)
○物品等入札状況調書(大村市立玖島中学校仮設校舎賃貸借)(第92号議案	
関係)	(17)
○旭が丘小学校位置図(第93号議案関係)	(18)
○旭が丘小学校配置図(第93号議案関係)	(19)
○旭が丘小学校平面図(第93号議案関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(20)
○物品等入札状況調書及び見積結果(大村市立旭が丘小学校仮設校舎賃貸借)	
(第93号議案関係)	(23)
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧(第94号議案及び第95号	
議案関係)	(24)

○工事請負契約の変更について(大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良	
建築工事)(第94号議案関係)	(26)
○工事請負契約の変更について (大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築	
工事)(第95号議案関係)	(27)
○公用車の交通事故について (第96号議案関係)	(28)
○市道上の自動車破損事故について (第97号議案関係)	(30)
○市道上の自動車破損事故について(報告第17号関係)	(32)
○公用車の物損事故について(報告第18号関係)	(34)
○公用車の物損事故について (報告第19号関係)	(36)
○市道上の自動車破損事故について (報告第20号関係)	(38)

大村市モーターボート競走事業施設等整備基金の概要 (第86号議案関係)

1 設置の目的

大村市モーターボート競走事業において、今後、予定している施設等の整備・ 更新に備え、その財源を安定的に確保するため、基金を設置する。また、基金に 属する現金について、より有利な条件の国債・地方債等の有価証券で運用する。

2 基金の管理及び運用について

予算の定める範囲で積み立て、施設等整備の財源に充てる場合に限り、取り崩すこととする。また、基金の運用から生じる収益は、当該基金に繰り入れる。

3 条例の内容

基金の積立て及び管理、運用益金の処理等について定める。

4 条例の施行期日

公布の日

大村市自然共生型アウトドアパークの概要(第87号議案関係)

1 設置場所

大村市東野岳町1596番地1 (野岳湖公園に隣接した区域)

2 休園日

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 市長が管理上必要と認める日

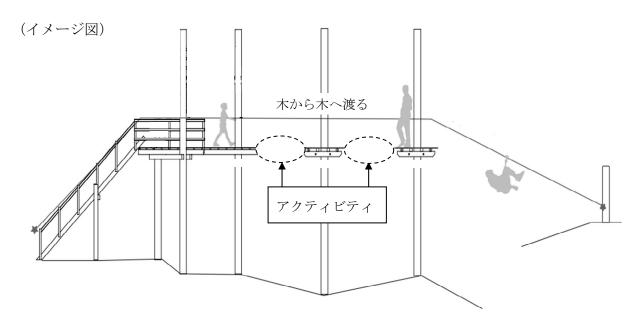
3 利用時間

午前9時から午後5時まで

4 施設概要

施設内の立木の間に設置された様々なアクティビティ(※)を楽しむことができる難易度の異なる2つのコースを設置する。

※ワイヤー、ロープ、木の加工品等を使用し、立木の間を渡るアトラクションをいう。

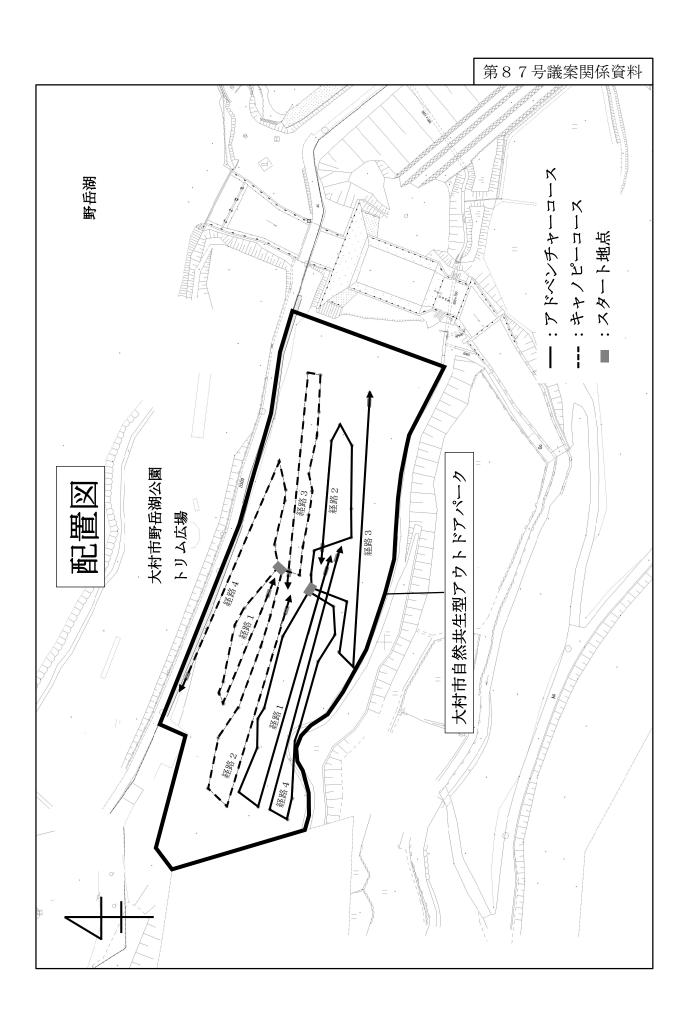


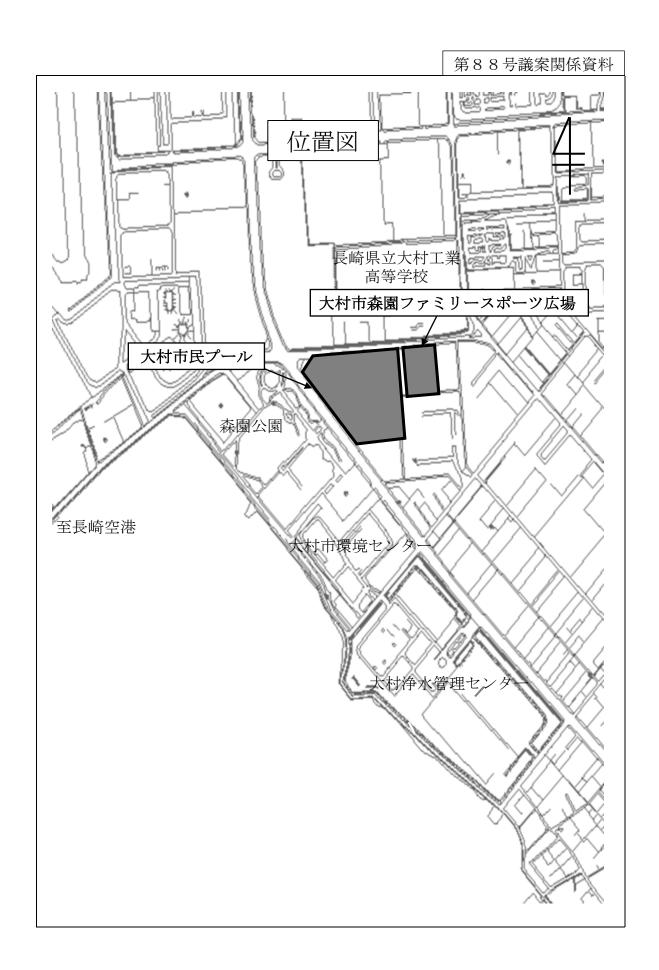
5 利用料金

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

区分	単位	金額
アドベンチャーコース (上級者向け)	1回につき	4,500円
キャノピーコース (初心者向け)	1回につき	3,500円

※用具の利用を含む。





(新旧対照表)
大村市体育施設条例

改正後			
 (利用の許可) 第7条 体育施設を利用しようとする者は、ありの許可を受けなければならない。ただし、大大広場 (別表第2の5)に規定する多目的広場に限定める条件で利用する者は、この限りでない。 2 略 	 利用の許可) 7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、大村市古賀島スポーツ広場(別表第2の5) 広場(別表第2の5) た規定する多目的広場に限る。)を市長が別に定める条件で利用する者は、この限りでない。 略 	 (利用の許可) 第7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、大村市古賀島スポーツ広場 (別表第2の6) に規定する多目的広場に限る。) を市長が別に定める条件で利用する者は、この限りでない。 2 略 	る者は、あらかじめ指定管理者ただし、大村市古賀島スポーツ目的広場に限る。)を市長が別に限りでない。
		別表第1 (第2条関係)	
名秀	位置	名務	位置
盘		盘	
大村市補助グラウンド	大村市玖島一丁目25番地3	大村市補助グラウンド・おおお アール	大村市玖島一丁目25番地3大村市本層町1537番地
大村市屋内プール	大村市幸町25番地42	が、して、	(
器		7.区汤	
別表第2 (第9条関係) 1 略		別表第2 (第9条関係) 1 略	
2 大村市屋内プールの使用料		2 大村市民プール及び大村市屋内プールの使用料 (1) 大村市民プール個人利用の場合	カプールの使用料 場合
		区分	金額回数券(11回分)の金額
		大人(市内に住所を有する7 5歳以上の者を除く。)	600円 6,000円

改正後	改正前
	小学校の児童又は中学校の 生徒
	設備 スライダー
	は 100円
	(2) 大村市民プール専用利用の場合
	区分
	50メート 大人 1時間につき 8,000円
	ルプール 幼児、小学校の 1時間につき 4,000円
	児童又は中学校
	D の 上 の 上 に に に に に に に に に に に に に
(1) 略	(3) 略
(2) 器	(4) 略
備考 路	備考略
	3 大村市森園ファミリースポーツ広場の使用料
	施設名 施設使用料 附属設備使用料
	3
	につき 照明 0 円
	250円
	(
	分未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、
4 略	2 略
	7 略

(新旧対照表)
大村市福祉医療費の支給に関する条例
別と
大約(
天瘠
富祉的
十十十
X

改正後	改正前
(支給の対象) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当 する者は、除くものとする。 (1)・(2) 略	(支給の対象) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当 する者は、除くものとする。 (1)・(2) 略
 (3) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、政令第2条の4第6項に定める額以上であるとき。 (4) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める共業業務者でその母若1人はやと生計 	(3) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、政令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。 (4) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877年を第1項に定める共業業終者にその母書」くけやア年計
5 1 1 4 3 1 5 1 1 2 1 2 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	6 1 1 4 3 1 4 1 4 1 2 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
(6) 略 (7) 寡男又は現にその者と生計を同じくする民法第877条第1 項に定める扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得が政令第2条の4第2項に定める額及び <mark>同条第7項</mark> に定める額以上であるとき。	(6) 略(7) 寡男又は現にその者と生計を同じくする民法第877条第1項に定める扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得が政令第2条の4第2項に定める額及び同条第8項に定める額以上であるとき。3 略

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(新旧対照表)

改正前	M
改正後	所 則 (職員に関する経過措置) 第3条 <u>当分の間</u> 、第10条第3項の適用については、同項中「修 了したもの」とあるのは、「修了したもの(その者の研修計画を 定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとな った目から2年以内に当該研修を修了することを予定している 者を含む。)」とする。

大村市事務分掌条例 (新旧対照表)

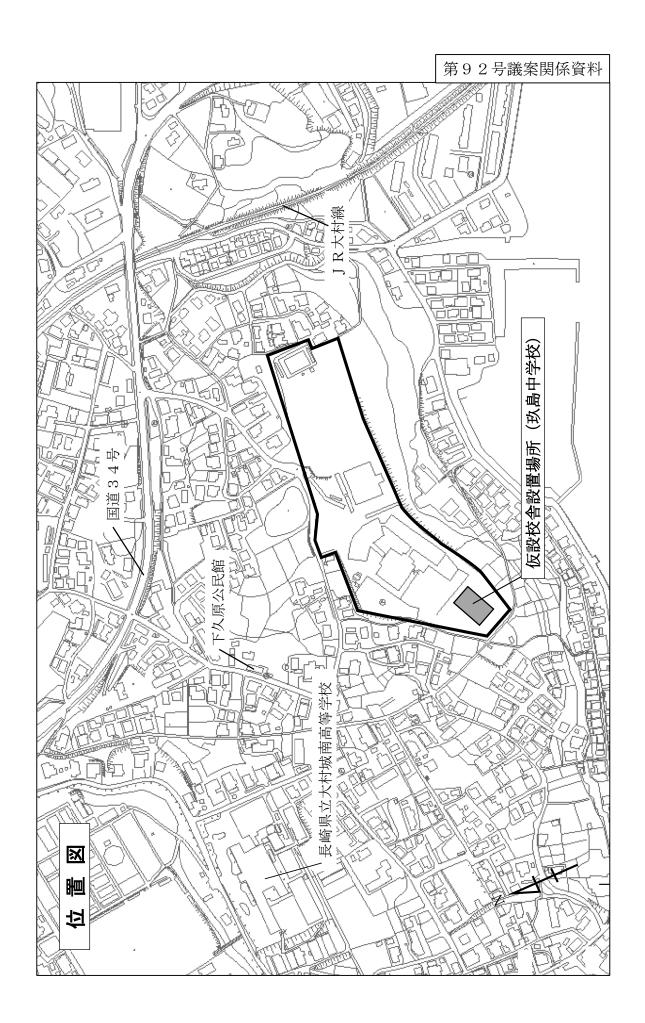
改正後	改正前
(部及び課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項 の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次 の部及び課を置く。 秘書課	(部及び課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項 の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次 の部及び課を置く。 秘書課
企画政策部 総務部 財政部 市民環境部 福祉保健部 こども未来部 農林水産部	企画政策部総務部総務部財政部市民環境部こども未来部産業振興部
	都市整備部
6	6
TD 大塚児前	

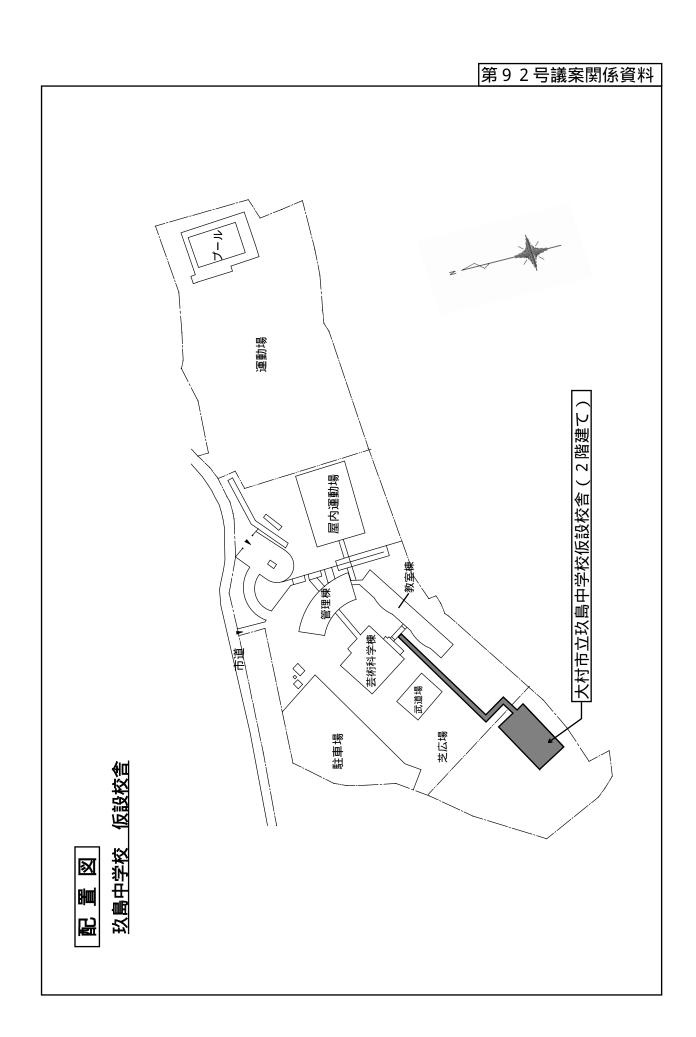
改正後	改正前
(1) 商業及び工業に関すること。(2) 交通政策に関すること。(3) 企業誘致に関すること。(4) 観光及び物産に関すること。都市整備部 略	(1) 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。(2) 商業及び工業に関すること。(3) 交通政策に関すること。(4) 企業誘致に関すること。(5) 観光及び物産に関すること。都市整備部 略

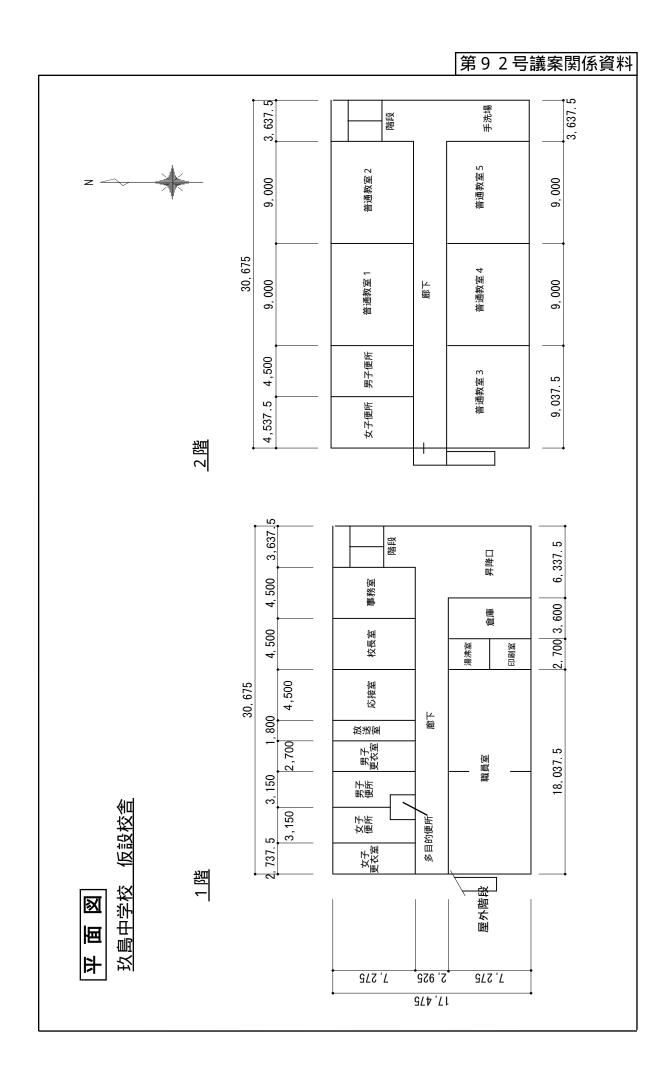
審議会の庶務は、産業振興部において処理する。 (庶務) 第6条 改正前 (附則第2項関係) 審議会の庶務は、商工観光部において処理する。 大村市工場設置審議会条例(新旧対照表) (庶務) 第6条 改正後

(委員会の庶務) 第12条 委員会の庶務は、<mark>産業振興部</mark>において処理する。 改正前 (附則第3項関係) (委員会の庶務) 第12条 委員会の庶務は、<mark>商工観光部</mark>において処理する。 大村市ふるさとづくり寄附条例(新旧対照表) 改正後

審議会の庶務は、産業振興部において処理する。 (審議会の庶務) 第16条 審議会 改正前 (審議会の庶務) 第16条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。 大村市農業基本条例 (新旧対照表) (附則第4項関係) 改正後







物品等入札状況調書

入 札 物 件 大村市立玖島中学校仮設校舎賃貸借 担当課 教育総務課

入札日時·場所 令和6年10月30日(水) 午前11時 市役所第6会議室

番号	業者名		入札額	再入札額	備考
1	東海リース(株) 福岡支店	2	7,410,000		
2	大和リース(株) 長崎支店	1	6,180,000		落札
3	郡リース(株) 福岡支店				辞退
4	日東工営(株) 九州支店	3	8,063,000		
5	日成ビルド工業(株) 長崎営業 所	4	9,800,000		

上記のとおり入札を執行しましたので 公表いたします。

令和6年10月30日

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が 法律上の申込みに係る価格である。

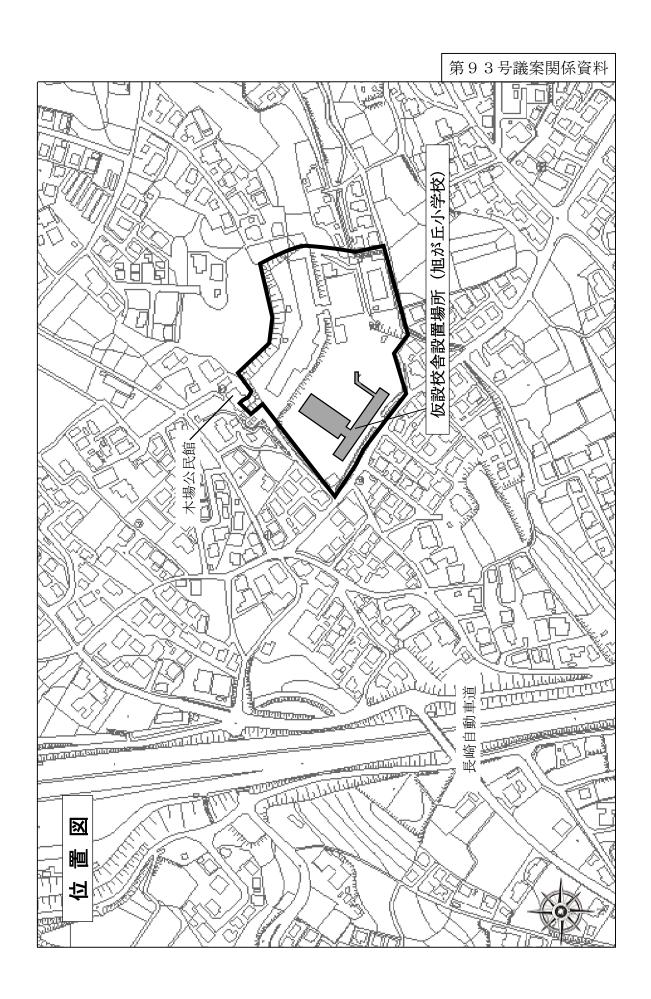
大村市長 園田 裕史

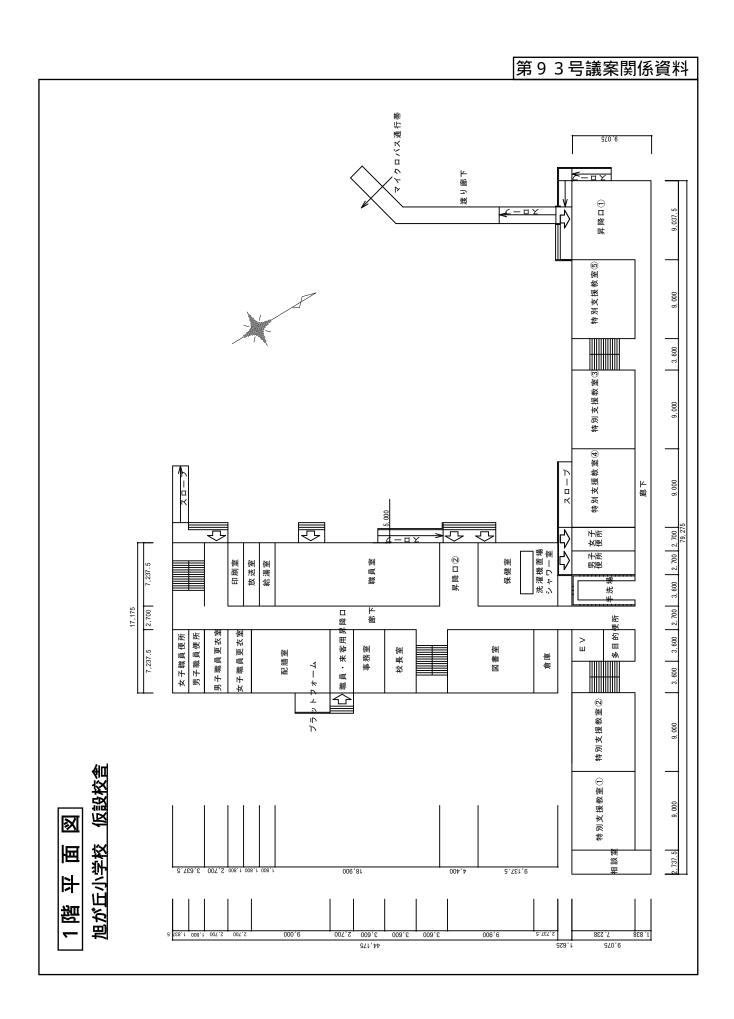
※ 上記の金額は月額である。

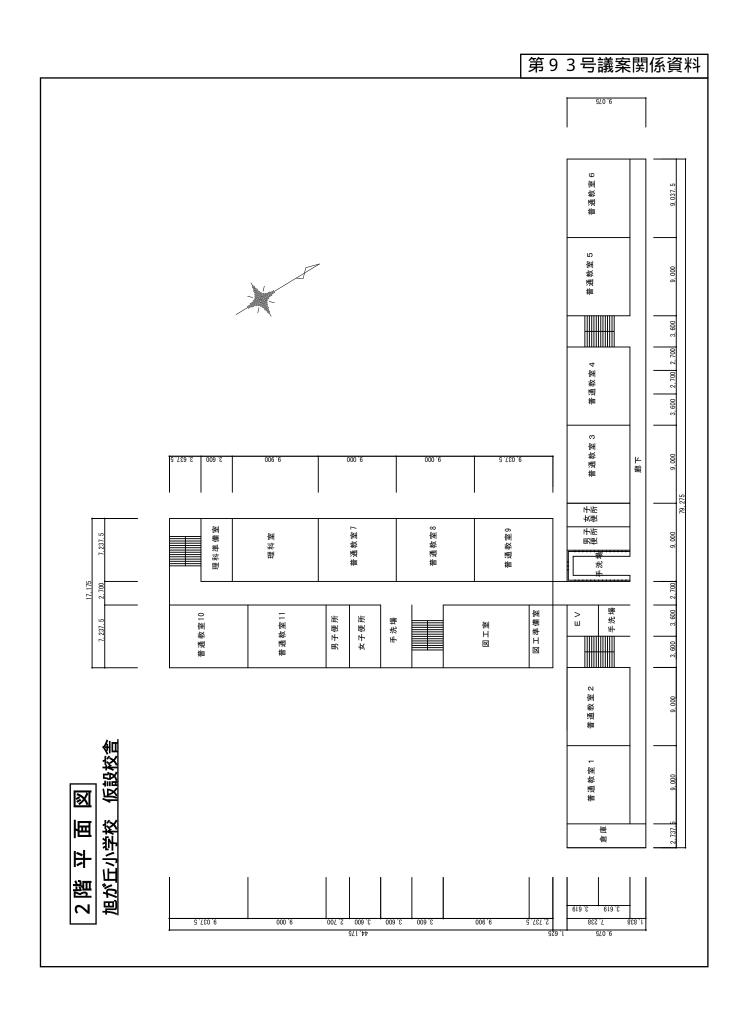
※ 契約期間 : 契約日から令和9年3月31日まで

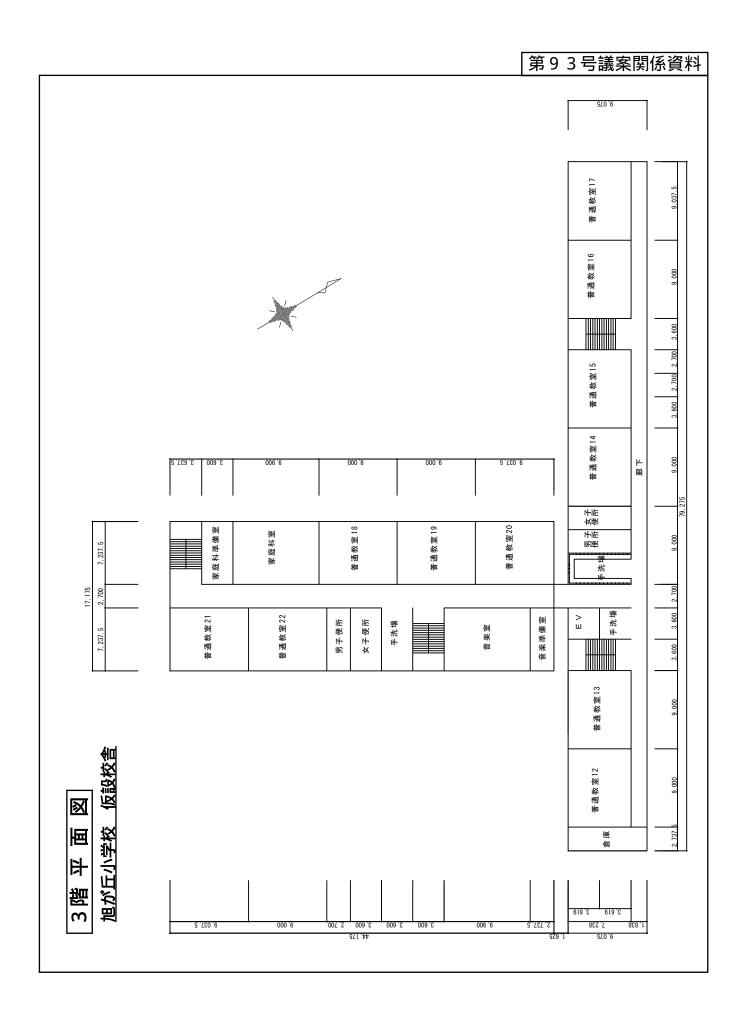
設計・建設期間:契約日から令和7年6月30日まで

賃貸借期間 : <u>令和7年7月1日から令和9年1月31日まで</u>解体撤去期間 : 令和9年2月1日から令和9年3月31日まで









物品等入札状況調書

入 札 物 件 大村市立旭が丘小学校仮設校舎賃貸借 担当課 教育総務課 入札日時・場所 令和6年10月23日(水) 午前11時 市役所第6会議室

番号	業者名	入札額	再入札額	備考
1	東海リース(株) 福岡支店			
2	大和リース(株) 長崎支店			
3	郡リース(株) 福岡支店		不	落
4	日東工営(株) 九州支店			
5	日成ビルド工業(株) 長崎営業所			

上記のとおり入札を執行しましたので公表いたします。

令和6年10月23日 大村市長 園田 裕史

見積結果

物 件 名 大村市立旭が丘小学校仮設校舎賃貸借 担当課 教育総務課 見積日時・場所 令和6年10月30日(水) 午後1時 市役所別館4階 教育総務課執務室

業者名	第1回	第2回	第3回	備考
日東工営(株)九州支店	18, 430, 000	18, 360, 000	18, 290, 000	契約

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が 法律上の申込みに係る価格である。

※ 上記の金額は月額である。

※ 契約期間 :契約日から令和9年12月31日まで 設計・建設期間:契約日から令和7年7月31日まで

賃貸借期間 : <u>令和7年8月1日から令和9年8月31日まで</u> 解体撤去期間 : 令和9年9月1日から令和9年12月31日まで

経緯及び随意契約の理由

令和6年10月23日に本物件の指名競争による入札を執行したが、入札に参加した業者の入札額がいずれも予定価格を超過し、不落となった。

今後予定している関連工事(旭が丘小学校長寿命化改良工事)の工期及び供用開始の時期に影響を及ぼし、学校運営に支障が出ることから、入札に参加した業者のうち、最も低い入札額を提示した日東工営(株)九州支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により再度入札を実施せず、随意契約を締結するものである。

大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

■中学校

番号	学校名	工事名	契約金額(円)	工事期間
	西大村	屋内運動場改築建築工事	788, 678, 000	令和5年10月3日~ 令和7年2月3日
1		屋内運動場改築設備工事 ほか1件	75, 186, 100	令和5年10月3日~ 令和7年2月3日
		令和11年以降予定 校 令和15年以降予定 武		
2	郡	武道場大規模改造工事 (屋内) ほか3件	87, 646, 900	令和5年6月28日~ 令和6年2月27日 ほか
Δ	石戶		内運動場(改築) 舎(改築及び大規模改造)	
3	玖 島	令和 6 年以降予定 校舎(大規模改造) 令和 9 年以降予定 屋内運動場(改築) 令和 1 4 年以降予定 武道場(大規模改造)		
4	大 村	令和15年以降予定 核	害、屋内運動場(長寿命化改 舎の一部(長寿命化改修及で 道場(大規模改造)	
5	萱 瀬	令和13年以降予定 屋	:内運動場(改築)	
6	桜が原	令和14年以降予定 屋 令和15年以降予定 核	舎(長寿命化改修) 内運動場(長寿命化改修) 舎の一部(長寿命化改修及び 道場(大規模改造)	が大規模改造)

■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額(円)	工事期間	
	福重	校舎改築建築工事	1, 452, 000, 000		
1		5 元 壬	校舎改築設備工事	223, 531, 000	令和 5 年 1 0 月 3 日~ 令和 7 年 2 月 7 日
1		校舎改築電気工事	166, 746, 800		
		令和15年以降予定 屋内道	重動場(改築)		
	放虎原	南校舎棟長寿命化改良建 築工事	(変更前) 521, 320, 800	令和5年10月3日~	
			(変更後)532,123,900	令和7年1月31日	
			長寿命化改良設備工事	246, 539, 700	令和5年10月3日~
			長寿命化改良電気工事	210, 329, 900	令和7年1月31日
2		放虎原 1 棟長寿命化改良建築工	(変更前) 469, 357, 900	令和5年12月26日~	
		事	(変更後)480,201,700	令和7年1月31日	
		渡り廊下棟増築建築工事	116, 245, 800	令和6年2月8日~ 令和6年12月20日	
		令和15年以降予定 校舎の	D一部(長寿命化改修)		

0	M H	大規模改造工事(屋内 ほか4件	可) 325,894,800 令和5年6月1日~ 令和6年3月1日 ほか
3	鈴 田		校舎の一部 (長寿命化改修)
4	旭が丘	令和 7 年以降予定	校舎、屋内運動場(長寿命化改修)
5	三城	令和 7 年以降予定 令和 1 5 年以降予定	校舎(改築) 屋内運動場(改築)
6	東大村	令和 9 年以降予定 令和 1 0 年以降予定	校舎(長寿命化改修) 屋内運動場(長寿命化改修)
7	富の原	令和 9 年以降予定 令和 1 1 年以降予定 令和 1 4 年以降予定	校舎、屋内運動場(長寿命化改修) 校舎の一部(大規模改造) 校舎の一部(長寿命化改修)
8	中央	令和 9 年以降予定 令和 1 5 年以降予定	校舎(改築) 屋内運動場(改築)
9	大 村	令和11年以降予定 令和15年以降予定	屋内運動場(改築) 校舎(改築及び大規模改造)
10	黒木	令和11年以降予定 令和15年以降予定	屋内運動場(長寿命化改修) 校舎(長寿命化改修)
11	萱 瀬	令和13年以降予定 令和15年以降予定	校舎(改築) 屋内運動場(改築)
12	西大村	令和15年以降予定	校舎、屋内運動場(改築)
13	竹 松	令和15年以降予定	校舎(改築及び大規模改造) 屋内運動場(改築)
14	松原	令和15年以降予定	校舎、屋内運動場(改築)
15	三浦	令和15年以降予定	校舎、屋内運動場(改築)

工事請負契約の変更について (第94号議案関係)

1 工 事 名 大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事

2 契約の相手方 岡山建設・小森組・里脇製作所特定建設工事共同企業体

代表者 大村市杭出津3丁目418番地1

岡山建設株式会社

代表取締役 岡山 修

3 主な変更理由 外壁の改修において、当該外壁の経年劣化が想定より進行している箇所が多数あることが判明し、鉄筋の腐食補修等の施工

数量が増加したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年9月29日議決)	502, 700, 000 円	ı	令和5年10月3日から 令和6年11月29日まで
変更契約 (令和6年7月3日議決)	521, 320, 800 円	18, 620, 800 円	同上
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	-	令和5年10月3日から 令和7年1月31日まで
今回変更契約	532, 123, 900 円	10, 803, 100 円	同上

工事請負契約の変更について (第95号議案関係)

1 工 事 名 大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事

2 契約の相手方 髙瀬・富永特定建設工事共同企業体

代表者 大村市岩松町26番地1

髙瀬建設株式会社

代表取締役 髙瀬 邦彦

3 主な変更理由 外壁の改修において、当該外壁の経年劣化が想定より進行している箇所が多数あることが判明し、鉄筋の腐食補修等の施工数量が増加したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和5年12月21日議決)	443, 135, 000 円	ı	令和5年12月26日から 令和6年12月13日まで
変更契約 (令和6年7月3日議決)	469, 357, 900 円	26, 222, 900 円	同上
変更契約 (令和6年9月27日議決)	同上	-	令和5年12月26日から 令和7年1月31日まで
今回変更契約	480, 201, 700 円	10,843,800円	同上

公用車の交通事故について(第96号議案関係)

1 経緯

令和6年6月12日午後1時20分頃、本市福祉保健部会計年度任用職員が、 大村市東本町287番地付近の交差点において、公用車を右折させる際、右方から直進してきた軽自動車の左側面に当該公用車の左前部を接触させ、損傷を与えるとともに、当該軽自動車を運転していた 下「相手方」という。)に腰椎捻挫の怪我を負わせた。

※ 軽自動車に係る損害については、令和6年9月2日開催の大村市議会定例会 において専決処分の承認を受けた。

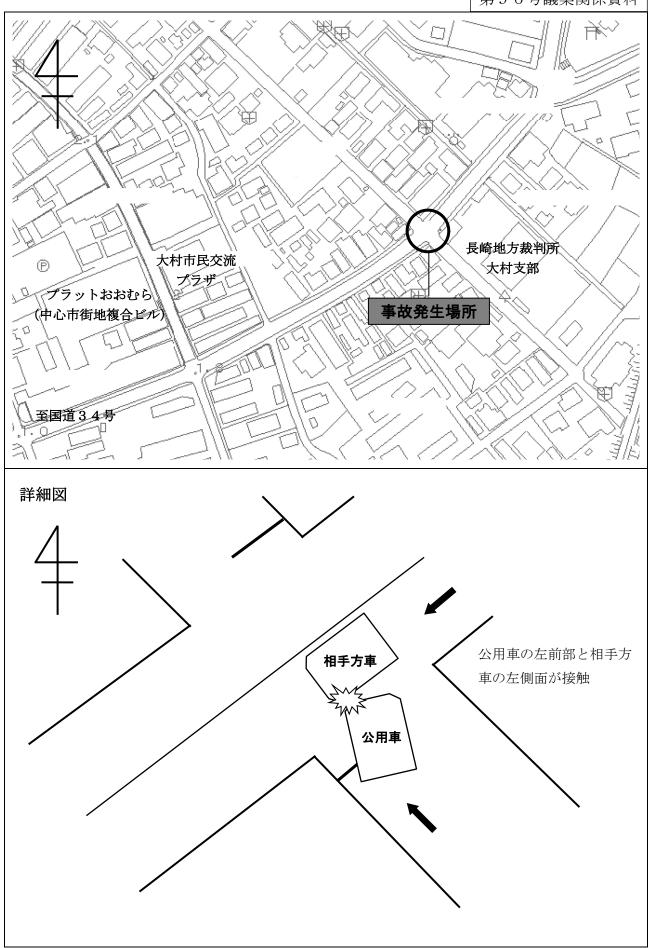
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が車両を右折させる際に右方の確認を十分 に行っていなかったことによるものである。

当該会計年度任用職員には、車両の周囲を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、治療費等の全額620,190円(全額保険対応)を 損害賠償金として支払う。



市道上の自動車破損事故について(第97号議案関係)

1 経緯

令和6年6月27日午後10時10分頃、 氏(以下「相手方」という。)所有の軽自動車が市道杭出津松原線を走行中、市道上の腐食した街路樹が相手方の車両前部に倒れ、フロントバンパー、左フロントフェンダー等を損傷した。

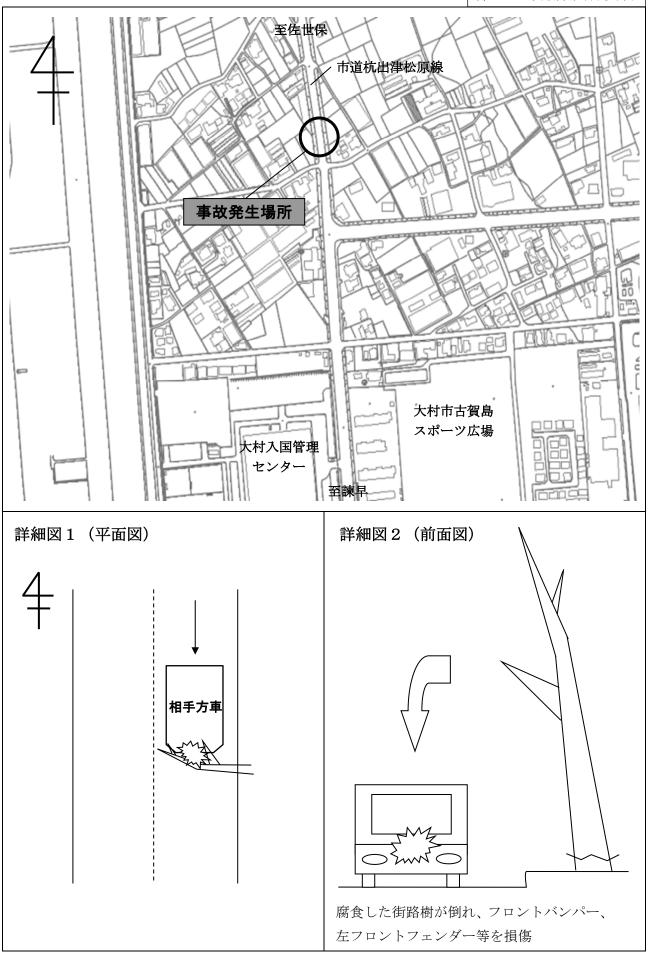
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による腐食した街路樹の発見が遅れ、伐採等の安全対策を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、当該街路樹を撤去するとともに、市道における全ての街路樹を点検した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額647,000円(全額保険対応)を 損害賠償金として支払う。



市道上の自動車破損事故について (報告第17号関係)

1 経緯

令和6年6月23日午前9時頃、 氏(以下「相手方」という。)所有の軽自動車が市道田久保谷頭線を走行中、市道ののり面に生えていた樹木の枯れ枝が折れて落下し、フロントパネル、フロントバンパー及びフロントガラスを損傷した。

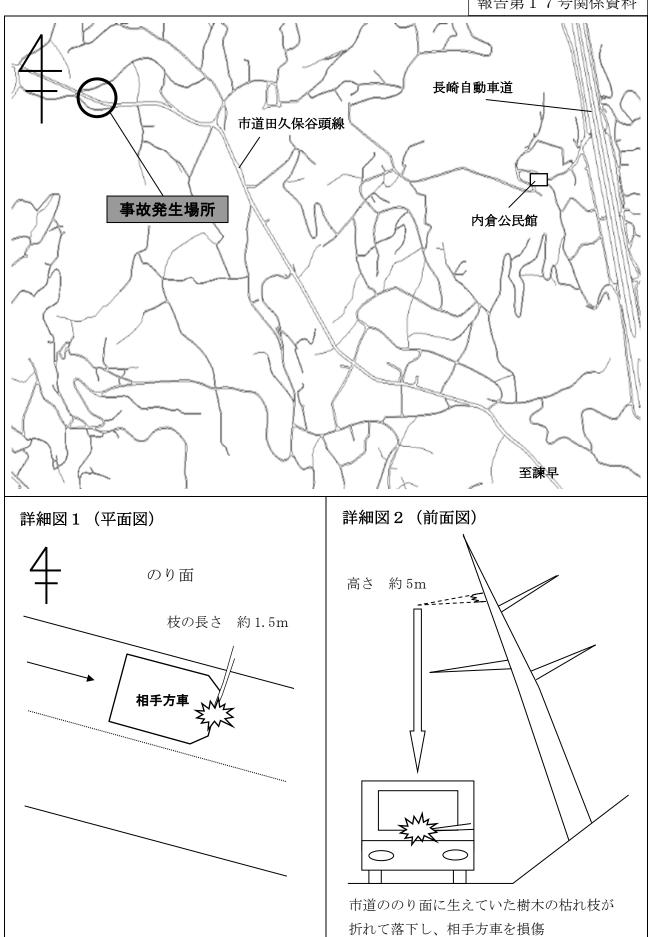
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による樹木の枯れ枝の発見が遅れ、伐採等の安全対策を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。なお、当該樹木の市道上に張り出している枝については伐採した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額292,787円(全額保険対応)を 損害賠償金として支払う。



公用車の物損事故について(報告第18号関係)

1 経緯

令和6年7月4日午後3時50分頃、本市福祉保健部会計年度任用職員が、 氏(以下「相手方」という。)所有の駐車場付近において、方向転換のため公用車 を後退させた際、当該駐車場のブロック塀(高さ約30cm)に接触させ、当該ブロック塀の一部を損壊させた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が車両を後退させる際に後方の確認を十分 に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。 なお、当該会計年度任用職員には、今後は、車両の周囲を十分に確認した上で安 全運転に努めるよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額65,780円(全額保険対応)を損害 賠償金として支払う。



公用車の物損事故について (報告第19号関係)

1 経緯

令和6年9月2日午後1時50分頃、本市教育委員会会計年度任用職員が、大村市立放虎原小学校の敷地内において、方向転換のため公用車を後退させた際、当該小学校の工事区域の周囲に設置された (以下「相手方」という。)所有の仮囲いパネルに接触させ、当該仮囲いパネルの一部を損傷させた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が車両を後退させる際に後方の確認を十分 に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。 なお、当該会計年度任用職員には、今後は、車両の周囲を十分に確認した上で安 全運転に努めるよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額94,600円(全額保険対応)を損害 賠償金として支払う。 市道上の自動車破損事故について (報告第20号関係)

1 経緯

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による車の往来、経年劣化等により生じた段差箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等の安全対策を講じていなかったことによるものである。

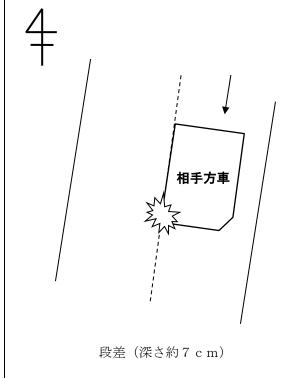
事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。 なお、段差箇所については補修した。

3 示談内容

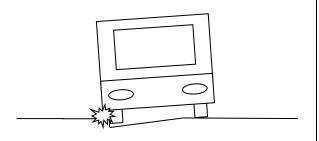
大村市は、相手方に対し、修理費の6割に相当する額63,888円(全額保険 対応)を損害賠償金として支払う。



詳細図1(平面図)



詳細図2 (前面図)



段差により、右前輪のホイール及びタイヤを損傷